

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付こども若者まんなか推進室）

項 目 名	「こどもとともに成長する企業」への税制上の所要の措置		
税 目			
要 望 の 内 容	こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の理念である「こどもまんなか社会」（こども基本法及びこどもの権利条約等の精神の下、あらゆるこども・若者が、心身の状況や家庭環境等にかかわらず権利を確保され、幸せな状態で生活を送ることができる社会）の実現には、行政による福祉サービスの提供に加え、企業が職場環境の整備や地域貢献を通じ、こども・若者・子育て世帯を支える役割を果たすことが重要である。特に中小企業においては、労働時間の縮減、育児休業取得者の代替要員確保、柔軟な働き方の導入といった社内向けの取組のほか、地域の若者活躍支援、こども・子育て支援等の社外向けの取組について、人的・資金的制約から実施コストが高く、組織的・継続的な取組が進みにくい状況にあることから、企業自身が、企業経営の中で、社内・社外にまたがる幅広い取組やより社会的価値の高い取組を主体的、持続的に行っていけるような環境整備や支援が必要である。 このため、社内向けの取組を評価するくるみん・えるぼし等の認定制度とは別に、企業による幅広いこども・若者・子育て支援（「こども若者まんなか」の取組）を多軸的に評価する「こどもとともに成長する企業（仮称）」認定制度を創設し、これに伴う税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

(1) 政策目的

民間企業の企業経営に基づく「こども若者まんなか」の取組として社内・社外にまたがる幅広い、主体的な取組を促進することを通じ、企業における人材の維持・確保、事業拡大による持続的な成長と、「こどもまんなか社会」を両輪で実現することを目的とする。

(2) 施策の必要性

○ こども政策の基本理念である「こどもまんなか社会」の実現は、本来的に地域社会全体での対応が必要となる社会共通の課題である。したがって、この課題に対する取組には、行政主体のみならず、社会の構成要素として大きな位置を占め、子育て世帯を含む各世帯の生活に身近で大きな影響力を持つ企業における取組が不可欠である。

○ くるみん認定又はえるぼし認定を取得している中小企業の当期純利益成長率は、2024 年において最大で市場平均（26%）の約 2 倍となっている。また、売上高人件費率変動率についても、市場平均と比較して最大で約 4.7%ポイント（2022 年）高くなっており、大企業における差（最大約 2.4%ポイント（2021 年））を上回る水準となっている。

○ これらの分析結果から、子育てと仕事の両立支援をはじめとする人的資本への投資に取り組む企業は、「こどもまんなか社会」の実現に資する取組を推進しているのみならず、人材の確保・定着や生産性の向上を通じて企業成長を実現しており、社会的価値と経済的価値の好循環が生み出されていることが示唆される。

○ 一方で、中小企業におけるくるみん認定及びえるぼし認定の取得率は極めて低い水準にとどまっている。常時雇用者数 300 人以下の企業では、認定取得企業数は 3,411 社であり、同規模企業全体（約 366 万社）の約 0.09%に過ぎない。これに対し、常時雇用者数 301 人以上の企業では、認定取得企業数は 3,677 社であり、同規模企業全体（約 1.9 万社）の約 19%となっている（「女性の活躍推進企業データベース」に基づく推計）。この背景には、くるみん認定やえるぼし認定において、時間外労働の上限や柔軟な働き方の実現等が求められている一方で、中小企業では人員体制に余裕がなく、代替要員の確保や業務分担の見直し等の対応が困難であることがあると考えられる。

すなわち、「こどもまんなか社会」の実現に資する取組の必要性が認識されている一方で、人的・財務的資源の制約が取組推進上の大きなボトルネックとなっている。

また、くるみん認定企業における各種公表項目の開示状況をみると、中小企業では大企業と比較して公表率が低い傾向にある。このことは、認定取得後においても、子育てと仕事の両立支援を含む「こどもまんなか社会」の実現に資する取組について、経営戦略上の重要課題として位置付け、継続的かつ発展的に取り組むための環境整備が十分ではないことを示唆している。

○ 加えて、「こどもまんなか社会」の実現に向けた企業としての取組は、子育てと仕事の両立といった従業員向けのものだけではなく、こども・子育て世帯向けのサービス提供や授乳室・キッズスペース等の環境整備といった顧客や利用者向けの取組や、児童養護施設への衣類提供やこども食堂の運営支援といった地域における取組も重要である。これらの取組は、顧客や地域住民等との信頼関係の構築や、「地域に根差した企業」として企業のブランド力の向上につながるところ、特に中小企業においてはこうした地域からの信頼の蓄積が採用活動や顧客獲得にも好影響をもたらすことになる。2022 年版中小企業白書においても、ブランドの構築・維持に取り組むことにより、売上総利益率の向上など企業業績へのプラスの影響が生まれている可能性が示唆されており、社外向けの「こどもまんなか」の取組は中小企業の経営戦略の点でも重要な意義を持つといえる。一方で、子育てにかかわる地域貢献活動を実施していない企業は、その理由として主に「活動を行うための専門スタッフがいない」が挙げられたという調査結果もある。

		○ こうした状況を踏まえ、認定制度を通して経営層の意識の変革を促し、こども・子育て支援での地域への貢献を含む「こども若者まんなか」の実現への幅広い取組を促進するため、税制上の所要の措置を講ずる。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ 1. こども政策の総合的な推進 2～8. (略) ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 3. 金融を通じた潜在力の解放 （2）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ ii) 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革等 （企業の「こども・子育て支援」と「成長力強化」の好循環の創出） 企業のこども・子育て支援と成長の好循環を強化するため、「こどもとともに成長する企業構想」を推進し、地域金融機関と連携した地域の中小企業への取組支援やリスクマネー供給の拡大を図るとともに、人的資本経営の情報開示におけるこども・若者や子育てに係る取組の位置付けを明確化することにより機関投資家等に対する取組状況の「見える化」を推進するほか、財務・人材面のインセンティブ施策とひも付く認定制度を導入するなど、環境整備を進める。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2026（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 （1）少子化対策と日本の未来を担うこども・若者のための政策の推進 企業の支援と成長の好循環を創出するため、「こどもとともに成長する企業構想」を推進する。
		政策の達成目標	あらゆるこども・若者が、心身の状況や家庭環境等にかかわらず権利を確保され、幸せな状態で生活を送ることができる社会を達成する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—

		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本措置は、「こどもまんなか社会」の実現に資する企業の実組を中長期的に定着・拡大させることを目的とするものである。このため、毎年度の予算措置に依存する補助金よりも、継続的かつ予見可能性の高い支援を行うことができる税制措置による対応が適当である。 また、本措置を通じて、企業により、当該企業の特性を活かした効率的・効果的なこども・子育ての実組が行われることは、取組による社会的な機運醸成とも相まって広く国民一般にも裨益するものである。更に「こども若者まんなか」社会の実現により、希望する数のこどもを持つことを阻む環境が改善され、少子化傾向が反転すれば、社会経済が維持され、将来の社会保障費の軽減という形でも還元されうるものであり、その効果は広く享受されるものである。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく	—

	適用実態 調査結果	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(こども家庭庁支援局障害児支援課)

項 目 名		令和 9 年度障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置	
税 目		所得税、消費税、国税徴収法	
要 望 の 内 容	障害福祉報酬については、こども家庭審議会障害児支援部会等において、令和 9 年度障害福祉報酬改定に向けた検討を行うこととしており、当該検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書（令和 8 年 4 月 10 日）において整理された方向性を踏まえ、こどもと家族のウェルビーイングを支える包括的な支援体制を確保する。 (2) 施策の必要性 上記の政策目的を達成するためには、障害児入所施設における家庭的な養育環境の推進に向けた方策等を検討する必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ 1～6. （略） 7. 障害児への支援に関する施策の推進 8. （略）
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置により、障害児支援制度の適切な運営を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置を講じることとは、障害児支援事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えます。 また、税制上の措置を講じることによって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和9年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（こども家庭庁支援局家庭福祉課）

項目名	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長等		
税目	所得税、国税徴収法		
要望の内容	①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を非課税とする措置を講じる。 ②児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税を非課税とする措置を講じる。 ③高等職業訓練促進給付金について、支給額の見直し後も、引き続き所得税の非課税措置及び差押禁止の措置を講じるとともに、高等職業訓練促進継続給付金について、支給額見直し後も引き続き所得税の非課税措置を講じる。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 ①自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住宅支援資金の貸付けを行うことにより、資格取得や就労又はより稼働所得の高い就労などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。 ②児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は進学した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、住居支援費や生活支援費、資格取得支援費の貸付けを行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。 ③高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金については、ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。 (2) 施策の必要性 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金）は、自立に向けて取り組む児童扶養手当受給者等に対し、住居費（上限7万円）を貸し付けるものであり、貸付けを受けた者が1年以内に就職し、就労を1年間継続した際には返済免除とすることにより、低所得のひとり親家庭の自立支援を図っている。 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業は、家庭の支援等に欠け、安定した生活基盤の確保が困難な施設退所者等の中でも、特に経済的な困難に直面しているものに対し、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費を貸し付けるものであり、貸付けを受けた者が就労継続した際には返済免除とすることにより、施設退所者等の自立支援を図っている。 これらの制度による貸付金が返済免除とされた場合の免除益について、ひとり親や施設退所者等の自立の妨げとならないよう、返済免除とされた場合の免除益の非課税措置を講じる必要がある。 また、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金は、養成訓練の受講期間に給付金を支給することにより、ひとり親家庭の自立支援を図っている。そのため、これらの給付金についてもひとり親家庭の自立の妨げとならないよう、月額支給額の見直し後も高等職業訓練促進給付金について非課税措置及び差押禁止の措置を講じるとともに、高等職業訓練促進継続給付金について非課税措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ - こども政策の総合的な推進 ～4（略） - 児童虐待防止対策、社会的養護の推進及びヤングケアラー等への支援に関する施策の推進 - ひとり親家庭等への自立支援に関する施策の推進及びこどもの貧困対策の総合的推進 ～8（略）
		政策の達成目標	ひとり親家庭や児童養護施設等の退所者が安心して貸付金を借りることができる環境及びひとり親家庭が安心して給付金を受給できる環境を整え、その自立の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（住宅支援資金）：返済免除件数：1,338件（令和6年度） - 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付：返済免除件数：212件（令和6年度） - 高等職業訓練促進給付金：総支給件数：8,580件（令和6年度）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	貸付金の償還免除は自立の促進の観点から制度上認めているものであり、それに対して課税することは自立を妨げることになるため、返済免除額を非課税とすることはそうした事態を避けるため有効である。高等職業訓練促進給付金の非課税措置及び差押禁止の措置並びに高等職業訓練促進継続給付金の非課税措置も自立促進の観点から制度上認めているところ、月額支給額を見直した後も、自立の妨げとならないよう引き続き高等職業訓練促進給付金については非課税措置及び差押禁止の措置を講じるとともに、高等職業訓練促進継続給付金については所得税の非課税措置を講じることが有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金） 就業等に向け、意欲的に取り組むひとり親家庭に対して、家賃の全部又は一部の貸付けを行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。 （母子家庭等対策総合支援事業（222億円）の内数）

			○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 就職や進学等のために児童養護施設等を退所した者等に対して、家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付けを行うことにより、施設退所者等の自立を支援する。 (児童虐待防止対策等総合支援事業(233億円)の内数) ○高等職業訓練促進給付金 ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。 (母子家庭等対策総合支援事業(222億円)の内数) ○高等職業訓練促進継続給付金 ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金受給中に子が20歳に到達した後も引き続き同等の給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。 (母子家庭等対策総合支援事業(222億円)の内数) ※上記予算額はいずれも令和9年度概算要求のもの
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金) 中長期的なひとり親の自立支援の観点から、一定条件下で返済免除となる住宅支援資金の貸付制度(予算措置)を設けているところ、ひとり親家庭の自立を促進する観点から、貸付金の返済を免除する際における免除益について非課税措置等を要望するもの。 ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付施設退所者等の自立を支援する観点から、一定条件下で返済免除となる家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付制度(予算措置)を設けているところ、施設退所者等の自立を促進させる観点から、貸付金の返済を免除する際の免除益についても、事業予算の積み増し分についても非課税措置を要望するもの。 ○高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金 中長期的なひとり親の自立支援の観点から、高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金を設けているところ、ひとり親家庭の自立を促進する観点から、高等職業訓練促進給付金について支給額の見直し後も非課税措置及び差押禁止の措置を、高等職業訓練促進継続給付金について所得税の非課税措置を要望するもの。
		要望の措置の妥当性	○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(住宅支援資金) 自立支援を目的として貸し付けられた住居費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、非課税とする必要がある。 ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付 自立支援を目的として貸し付けられた家賃支援費や生活支援費、資格取得支援費については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、積み増し分についても同様に措置する必要がある。 ○高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練促進継続給付金 自立支援を目的とした給付金に係る税負担が自立の妨げとならないよう、支給額見直し後も高等職業訓練促進給付金について引き続き非課税措置及び差押禁止の措置を講じるとともに、高等職業訓練促進継続給付金について所得税の非課税措置を講じる必要がある。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（住宅支援資金） 令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度及び令和8年度税制改正要望で、令和8年度予算に係る分までについて認められた。 ○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 平成31年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度及び令和8年度税制改正要望で、令和7年度補正予算に係る分までについて認められた。 ○高等職業訓練促進給付金 平成26年度税制改正要望で、母子及び寡婦福祉法（現・母子及び父子並びに寡婦福祉法）の改正を前提に非課税措置及び差押禁止の措置を講じることが、平成28年度、平成30年度、令和4年度、令和5年度及び令和8年度税制改正要望で、制度拡充後も非課税措置及び差押禁止の措置を講じることが認められた。 ○高等職業訓練促進継続給付金 令和8年度税制改正要望で、令和8年度予算に係る分について認められた。	

令和 9 年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

(こども家庭庁成育局保育政策課)

項 目 名	家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置						
税 目	所得税						
要 望 の 内 容	子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって、仕事と子育て・介護等の両立に資するため、家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置を講ずる。 <table><tr><td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td><td>(ー 百万円)</td></tr><tr><td>(改 正 増 減 収 額)</td><td>(ー 百万円)</td></tr></table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	(ー 百万円)	(改 正 増 減 収 額)	(ー 百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	(ー 百万円)						
(改 正 増 減 収 額)	(ー 百万円)						
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置を講ずることで、子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図る。 (2) 施策の必要性 子育てや介護等を行いながら働く方が増えている一方で、「出産・育児」による離職者は、減少傾向にあるものの年間約 15 万人おり、「介護・看護」による離職者は年間約 11 万人で緩やかな増加傾向にある。また、第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約 70%となっている。 仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の 1 つとして、家事支援サービスやベビーシッターは社会的に認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感等により、利用は限定的である。 子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組む必要がある。						

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ 1・2. （略） 3 保育対策及びこども・子育て支援対策に関する施策の推進 4～8. （略） ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）（抄） Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決 6. 家事等の負担軽減 （2）対応の方向性 ③講ずるべき施策パッケージ iii) 税制措置を含む経済的支援策の検討 今後創設する新たな国家資格保有者等による家事支援サービスや保育士・看護師等によるベビーシッター等の安全で質の高いサービスの利用促進に向け、税制措置を含む新たな支援策を検討する。 ○女性活躍・男女共同参画の重点方針 2026（女性版骨太の方針 2026）（令和8年6月26日閣議決定）（抄） 3. 女性活躍・就業継続のための環境整備と企業等の行動変容 （1）仕事と子育て・介護等との両立支援 これまでも政府は、柔軟な働き方を実現するための企業による取組の拡充など仕事と子育て・介護等との両立を進めるための様々な取組を行ってきたところであるが、日本成長戦略における戦略 17 分野を始めとした労働需要が高まっているところ、こうした成長分野を始めとした様々な分野で働く方々が子育てや介護等によりキャリアをあきらめることなく、さらに活躍できるような環境整備が必要である。このため、これまでの取組に加え、必要とされる方が家事支援サービスやベビーシッターを安心して利用することができるよう、例えば、家事支援サービスの国家資格（技能検定）の創設等による品質・信頼性の向上を前提として、サービスの利用に対する税制措置を含む支援策を検討すること。
		政策の達成目標	・第一子出産前後の女性の継続就業率を 2030 年までに 80.0%とする。（2021 年：69.5%） ・介護をしている者に占める有業者の割合を上昇させる（2022 年：58.0%）
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制措置は、 ・認可保育所等における共通的な支援内容ではカバーしきれない随時個別に生じる保育や、子育て世帯の家事に係る支援ニーズ、 ・介護保険制度のサービスでは対象とならない、介護を行う家族の家事に係る支援ニーズ、 等、既存制度で包含できない社会的ニーズに対応することを目的としたもの。各自が必要に応じて保育・家事支援サービスを利用する際の経済的負担を税制措置により軽減することで、子育てや介護等を理由とする離職を防止し、仕事と子育て・介護等との両立を後押しする。 なお、予算事業による支援の場合は、申請を受けた上で、行政側が審査を行い、交付の決定を行うことが原則。一方、租税特別措置等の場合は、法令上明確にされている客観的な要件を満たせば適用可能となり、利用者の随時個別に生じるニーズに対応したサービス利用に対して経済的負担を効果的に軽減することができる。こうした点において、家事・育児等による負担を柔軟に軽減する上で、予算事業にはない優位性を持つと考えられる。
		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	平成 28 年度、29 年度、30 年度、31 年度、令和 2 年度において、厚生労働省と内閣府の共同要望により「子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設」として、ベビーシッター・認可外保育施設の利用料に関する税額控除の創設を要望。また。令和 8 年度においてはこども家庭庁の単独要望として、「ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置」を要望。	

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(こども家庭庁支援局障害児支援課)

項 目 名	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法		
要 望 の 内 容	社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号）による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）等の改正を含む介護保険制度等の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 2040 年に向けて、85 歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加や、生産年齢人口の減少が見込まれる。こうした状況に対応するため、令和 9 年度から始まる次期（第 10 期）介護保険事業計画期間に向けて、地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保・職場環境改善、介護サービス等の基盤整備を図るとともに、制度の持続可能性の確保を図る。 (2) 施策の必要性 社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しについて検討を行い、その検討結果を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正を含む介護保険制度の見直しを行うこととしている（※）ところ、当該見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。 （※）2040 年に向けて人口構造が変化する中、サービス提供体制の確保や人材の確保は障害福祉分野においても共通した課題であり、障害福祉分野の制度の見直しについても、社会保障審議会障害者部会等において検討を行い、その検討結果を踏まえ、社会福祉法等の一部を改正する法律による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）等の改正を含む障害福祉分野の制度の見直しを行うこととしている。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ 1～6. （略） 7. 障害児への支援に関する施策の推進 8. （略）
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度等の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり、サービス基盤の整備を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じることが、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考える。

			また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		介護保険制度等に係る税制措置については、今回同様、法改正に合わせて令和5年度等に非課税措置の維持等の税制要望を行った。また、令和8年度においても本改正による税制要望を行っている。	

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付）

項 目 名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討		
税 目			
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策を関係府省庁（注）において検討する。 （注）関係府省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
	(1) 政策目的 国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。 (2) 施策の必要性 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度から令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策を検討するものである。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）（抄） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 3. 国民の安全・安心の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画2026」に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			R8新規要望